

医療安全管理に関する取組事項

医療安全管理部

組織に関する取組事項

(1) 医療安全管理委員会

医療安全管理に関する意思決定機関として、医療安全管理委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い、医療安全管理に関する事項を検討しています。

(2) 医療安全管理小委員会

院内での医療安全管理活動の実働組織として医療安全管理小委員会を設置し、定期的な会議と病棟や外来のラウンド、医療安全管理に関するカンファレンスを行っています。

(3) 看護部リンクナース

医療安全管理委員会と現場をつなぎ、情報交換、現場での安全管理の実践を行っています。

医療安全管理に関する職員研修に関する事項

職員の医療安全管理に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識向上を図るため、全職員を対象に安全管理の研修会・講習会を年 2 回以上開催しています。

ヒヤリハット報告・医療事故報告に関する事項

医療安全管理に資するよう、ヒヤリハット事例の報告を促進するための体制を整備しています。

医療事故に対しては迅速に対応し、医療安全管理委員会で報告、原因分析及び対策立案し再発防止に努めます。

医療事故発生時の対応に関する事項

医療事故発生時には、患者の救命を第一とし、関係者全員で誠心誠意対応します。各部署より医療安全管理者へ速やかに報告を行い、医療安全管理者は迅速に現場の状況を確認し、状況の確認・行い拡大の防止を行います。患者・及び家族に対しては、誠意をもって事故の説明等を行います。必要に応じて医療安全管理委員会を招集し、また重大事故については拡大医療安全管理委員会の開催や警察への届出を行うよう体制を整備しています。

5) 患者相談窓口の設置

患者さんおよびご家族等からの苦情・相談に応じられる体制を整えるため、患者相談窓口を設置しています。

情報収集に関する事項

国立病院機構本部や日本医療機能評価機構「医療安全情報」等からの情報収集を行い、当院の安全対策の検討に役立てています。

その他医療安全管理の推進のために必要な基本方針

医療安全管理に関するマニュアルを各部署へ配備し、安全対策のための基本的考え方や具体的な方法について全職員への周知を行っています。